

石垣市社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、石垣市の社会福祉事業等に功労のあった個人及び団体を表彰するほか、感謝状を贈呈してその功労を讃え、併せて社会福祉事業の推進に寄与することを目的とする。

(表彰・感謝の方法)

第2条 表彰・感謝の方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 表彰又は感謝は、石垣市社会福祉大会においてこれを行う。
- (2) 表彰又は感謝は、石垣市社会福祉協議会(以下「本会」という。)会長がこれを行う。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、次の各号に該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 特別功労者
 - ア 社会福祉施設、社会福祉団体等の役職員で、その功労顕著な者
 - イ 社会福祉事業に対する貢献又は奉仕活動が顕著な者及び団体
 - ウ 共同募金運動に対する奉仕活動が特に顕著な者及び団体
- (2) 社会福祉事業永年勤続功労者
 - ア 民生委員児童委員として6年以上在任し、現にその職にある者
 - イ 社会福祉事業に職員として15年以上その職に奨励し、勤続功労のある者
- (3) 優良社会福祉施設・団体
 - ア 運営内容が優良で、他の模範となる社会福祉施設及び団体

(感謝の対象)

第4条 感謝は、次の各号に該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 多額の金品を寄付し、社会福祉の振興に貢献した者及び団体
- (2) 前条の第1号に準ずる者及び団体

(選考の方法)

第5条 表彰及び感謝は、別に定める様式により、関係団体等から推薦を受けるものとする。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、その候補者を推薦することができる。
- 3 候補者の決定は、前各項により推薦された者を表彰委員会へ諮り、会長が決定する。

(表彰委員会)

第6条 表彰委員会の委員は、本会理事、関係機関、団体代表者など若干名をもって構成する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年6月10日から施行する。
(石垣市社会福祉協議会表彰規程の廃止)
- 2 次に掲げる規程は廃止する。
 - (1) 石垣市社会福祉協議会表彰規程(昭和62年1月23日)

石垣市社会福祉協議会表彰規程内規

令和8年6月17日 会長決裁

1. この内規は、石垣市社会福祉協議会表彰規程（以下「規程」という。）の施行に関する事項について定める。
2. 規程の社会福祉事業等とは社会福祉法第2条に掲げる事業及びそれに準ずる事業・活動をいう。
3. 規程第3条第1号の特別功労者は、次の要件を満たす者とし、故人・現存者を問わない。但し、現職でない者については、その職を離れてから3年（当該年度の12月31日を基準日とする。）を超えないものとする。
 - (1) アの「功労顕著」とは、社会福祉事業に対する特別かつ多大な貢献をさし、所属する法人・団体・施設等内における功績に加え、本市における活動功績のある者を対象とする。
 - (2) イの「貢献又は奉仕活動」については、概ね次のとおりとする。但し、表彰委員会が認めた場合はその限りでない。
 - ① ボランティア（個人）
活動歴10年以上の者。但し、活動の頻度は月1回以上であることとし、団体会員の場合は現任の代表者であること。
 - ② ボランティア団体及びボランティア活動を推進する学校等
活動歴10年以上の団体。但し、活動の頻度は月1回以上であること。
 - ③ 「貢献又は奉仕活動」の範囲
 - ア 社会福祉事業に対する奉仕・貢献活動
 - イ 地域保健事業に対する奉仕・貢献活動
 - ウ その他表彰委員会が認める奉仕・貢献活動
3. 規程第3条第2号の勤続年数は当該年度の12月31日現在で算定する。但し、アの民生委員・児童委員については、同委員の改選年度に限り11月30日現在で算定することができる。
4. 規程第3条第3号の「優良社会福祉施設・団体」については、活動歴10年以上の団体とする。なお、字会・公民館や地域の団体・グループ組織等の場合においては、特別功労表彰（ボランティア団体等）の表彰対象とする。

5. 規程第4条第1号の「多額の金品」とは、個人10万円以上、団体20万円以上とする。
但し、累計して基準に達した場合も含まれる。

6. 表彰の制限

過去において、石垣市社会福祉大会の表彰を受けた者は、同一事項について再度表彰されない。ただし、第4条第1号については、その限りではない。